

令和7年度 第8回定例庁議 次第

日時：令和7年11月11日（火）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 人事異動内申書の提出について（総務部）

(2) 令和8年度組織体制について（総合政策部）

(3) 史跡甲斐国分寺跡整備基本計画の策定について（教育委員会）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 12月10日（水） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

(2) 令和7年笛吹市議会第4回定例会 一般質問答弁検討日程

12月1日（月）終日・2日（火）午前・3日（水）終日

4日（木）終日・5日（金）午前10時から12時まで

5 閉会

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 11 月 11 日提出	
件 名	史跡甲斐国分寺跡整備基本計画の策定について	部局名	教育委員会
概要	国指定史跡甲斐国分寺跡を確実に次世代へ継承することを目的に、令和 8 年度から令和 20 年度までを計画期間とする「史跡甲斐国分寺跡整備基本計画」の策定に向け取り組んでいる。 この計画は、令和 6 年 3 月に策定した「史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画」で示した保存・活用・整備の方針に基づき、史跡整備の具体的内容、利活用の方法、及びスケジュール等を示すものである。 学識経験者や地元区長等で構成する検討委員会での検討や、文化庁からの助言・指導を経て、今般、計画素案がまとまったことから、内容について協議したい。		
経過	令和 6 年 5 月～令和 7 年 10 月 検討委員会で内容を検討（計 7 回） （※ 検討委員会ごとに文化庁からの助言・指導を受ける。） 令和 6 年 8 月～令和 7 年 10 月 懸案協議で内容を協議（計 6 回）		
問題・課題			
対応策	今後のスケジュールは次のとおり。 令和 7 年 11 月 12 日(水)～12 月 11 日(木) パブリックコメントを実施 令和 7 年 11 月 25 日(火) 市議会全員協議会で計画素案を説明 令和 8 年 2 月 17 日(火) 第 8 回整備基本計画検討委員会 令和 8 年 3 月 計画策定		
協議結果			

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 11 月 11 日提出	
件 名	人事異動内申書の提出について	部局名	総務部
概要	令和 8 年 4 月 1 日付けの人事異動に当たり、令和 7 年 10 月 6 日開催の第 7 回定例庁議において提示した人事異動基本方針により、所属職員の自己申告書を踏まえ、部等の異動対象職員に係る「人事異動内申書」の提出を依頼する。		
経過	令和 7 年 10 月 6 日、第 7 回定例庁議において人事異動基本方針の策定を報告した。あわせて、同日から令和 7 年 10 月 23 日までを期間として、全職員に対し自己申告書の提出を通知した。		
問題・課題	職員の能力の活用と意欲の向上を図り、効率的で機能的な組織を確立するため、人事異動基本方針に基づき、職員を適材適所に配置する必要がある。		
対応策	各部長に対し、次のとおり人事異動内申書の提出をお願いする。 提出期限：令和 7 年 12 月 10 日（水） 提出先：総務部総務課長 提出方法：A4 サイズで印刷し、必ず封入した上で提出する。		
協議結果			

令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動について

【基本方針】

- 1 第二次笛吹市総合計画において、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」とし、その実現に向け、3 つの基本目標のもと、施策や事業を展開している。今後も市民ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスの提供に向け、効率的で機能的な組織を確立するため、人事異動により、職員を適材適所に配置し、職員の能力の活用と意欲の向上を図る。

【異動対象職員】

- 1 次に示す職員を異動対象者とする（同業務従事年数は令和 7 年度末現在とする）。
 - (1) 課長補佐、主幹、副主幹、主査の一般行政職で、継続する同業務従事年数が本年度末において、3 年以上の職員
 - (2) 主任、主事の一般行政職で、継続する同業務従事年数が本年度末において、2 年以上の職員
 - (3) その他、特別の事情により異動が必要である職員
- 2 部長、課長職は、継続年数に関係なく適正に配置する。

秘 扱 い

笛 総 第 号
令 和 年 月 日

部 局 長 各 位

総 務 部 長

人事異動内申書の提出について（通知）

令和 8 年 4 月 1 日付けの人事異動に際し、別添の基本方針に基づき、部等の異動対象職員に関する別紙 1「人事異動内申書」の提出をお願いします。

- 1 提出期限：令和 7 年 12 月 10 日（水）
- 2 提 出 先：総務部総務課長
 - ※ 内申書は A4 サイズで印刷し、必ず封入した上で提出してください。
 - ※ 内申書の書式（電子データ）はメールで送付します。

総務課人事給与担当：大木
内線：8-10-242

【別紙1】

秘 扱 い

人事異動内申書

総務部総務課長 様

部等名

職・氏名

※年齢・年数は令和8年3月31日現在で記入

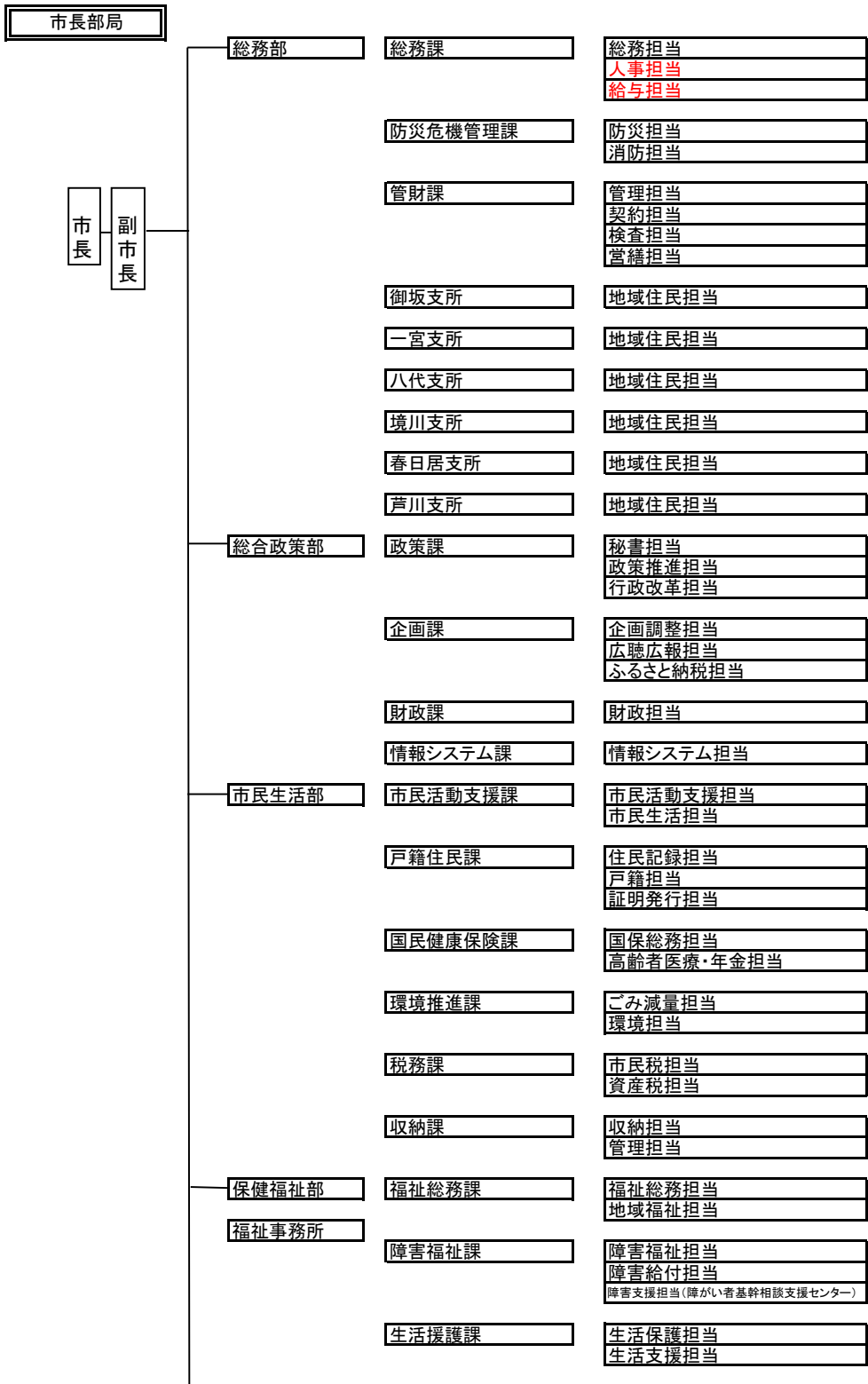
職員番号	氏名	現所属	職名	年齢	継続する 同業務 従事年数	自己申告による 異動希望先		管理職の所見 (当該職員の異動等について特記事 項がある場合は記入してください。)	その他
						1			
						2			
						3			
						1			
						2			
						3			
						1			
						2			
						3			
						1			
						2			
						3			
						1			
						2			
						3			

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 11 月 11 日提出	
件 名	令和 8 年度組織体制について	部局名	総合政策部
概要	第 5 次行財政改革大綱では、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる市役所を目指し、施策を効果的・効率的に展開するため従来の在り方にとらわれることなく組織を見直すこととしている。各部局等のヒアリング及びその後の協議結果を踏まえ、令和 8 年度組織編制が決定したので報告する。		
経過	令和 7 年 8 月 26 日～29 日 各部局に対するヒアリングを実施 令和 7 年 9 月～10 月 関係課及び総務課との協議 令和 7 年 11 月 6 日 市長懸案協議において決定		
問題・課題	今年度の課題については次のとおりである。 1 近年、メンタル不調の職員が多く、該当職員との定期的な連絡、産業医との連携、職場復帰に向けた支援等の業務や職員確保のための採用事務が増大している。これにより、総務部総務課人事給与担当リーダーの業務が多忙になり、担当内全ての業務を統括することができない。 2 令和 8 年 4 月から山梨県国中地域 6 消防本部による山梨県国中消防共同指令センターが運用開始されることに伴い、現在の消防本部指令課としての機能は不要となる。ただし、指令課で所掌している業務のうち一部の業務が残る。		
対応策	令和 8 年度の組織体制は次のとおりとする。 1 業務量の増大に伴う事務の分散及びリーダー職の負担軽減のため、総務部総務課人事給与担当を人事担当と給与担当の 2 担当に分ける。 2 山梨県国中消防共同指令センターの運用開始に伴い、消防本部指令課を廃止する。指令課で所掌している業務のうち残る一部の業務については、精査の上、消防本部又は消防署で担うこととする。		
協議結果			

令和8年度 笛吹市行政組織図



	介護保険課	介護総務担当 給付適正担当 認定審査担当
	長寿支援課	長寿支援担当 地域包括担当
	健康づくり課	健康企画担当 成人保健担当
子供すこやか部	子育て支援課	子育て総務担当 子供家庭支援担当(こども家庭センター) 母子保健担当(こども家庭センター)
福祉事務所	保育課	保育総務担当 保育所担当
産業観光部	農林振興課	農林経営担当 農産推進担当
	観光商工課	観光担当 商工労働担当
	農林土木課	農林土木担当
建設部	建設総務課	総務住宅担当 管理担当 地籍担当
	土木課	建設担当 総務用地担当
	まちづくり整備課	計画指導担当 都市整備担当
公営企業部	企業総務課	総務担当 会計担当
	水道課	工務担当 維持担当
	下水道課	管理担当 施設担当
会計管理者	(会計室)会計課	出納担当
市議会	事務局	総務担当 議事担当
監査委員	事務局	
公平委員会	事務局	
選挙管理委員会	事務局	
固定資産評価審査委員会		
農業委員会	事務局	総務担当

教育委員会

教育長

事務局

教育総務課

総務担当
施設管理担当
学校給食担当

学校教育課

学務担当

生涯学習課

生涯学習担当
スポーツ推進担当

文化財課

文化財担当
国分寺跡整備担当

図書館

図書担当

消防本部

消防本部

管理課

消防総務担当

消防課

消防担当
防災救急担当

指令課

通信担当

予防課

予防担当
危険物担当

消防署

第1部警防救助担当
第1部救急担当
第1部予防担当

第2部警防救助担当
第2部救急担当
第2部予防担当

第3部警防救助担当
第3部救急担当
第3部予防担当

西部出張所第1部消防担当
西部出張所第2部消防担当
西部出張所第3部消防担当

東部出張所第1部消防担当
東部出張所第2部消防担当
東部出張所第3部消防担当